

公益認定等に関する審査基準等について

平成20年10月14日熊本県知事決定

平成20年12月8日改正

平成25年2月18日改正

令和4年9月8日改正

令和7年1月9日改正

- 1 熊本県知事が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第4条及び第11条の認定並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準とする。
- 2 次の法人については、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」（いずれも令和6年12月20日内閣府公益認定等委員会）を適用することができる。
 - ①認定法第2条第3号に定めのある公益法人
 - ②整備法第123条第1項に定めのある移行法人
 - ③認定法第7条の申請をする一般社団・財団法人

附 則（令和7年1月9日県情文第355号）

この決定は、令和7年4月1日から施行する。